通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、全国電力関連産業労働組合総連合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日平成31年3月8日以降
- 2 場所別記のとおり
- 3 要求事項賃金引上げ等

平成 31 年 3 月 5 日

厚生労働大臣 根本 匠

別 記

北海道電力株式会社(北海道、東京)、東北電力株式会社(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、東京、新潟)、東京電力ホールディングス株式会社(青森、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、東京電力パワーグリッド株式会社(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、

新潟、山梨、長野、岐阜、静岡)、東京電力エナジ ーパートナー株式会社(茨城、栃木、群馬、 千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、大阪)、 中部電力株式会社(東京、新潟、長野、岐阜、静岡、 愛知、三重、大阪)、北陸電力株式会社(東京、富 山、石川、福井、岐阜)、関西電力株式会社(東京、 富山、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中国電力株式会社(東 京、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川)、四国 電力株式会社(東京、徳島、香川、愛媛、高知)、 九州電力株式会社(東京、福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島)、沖縄電力株式会社(東京、 沖縄)、日本原子力発電株式会社(茨城、東京、福 井)、電源開発株式会社(北海道、青森、岩手、宮 城、福島、埼玉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、 静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡 山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、 熊本、沖縄)